

# 高度安全実験(BSL-4)施設の 安全確保の方策について

## 追加説明資料

平成28年2月18日

# 航空機で病原体を運搬する手続き

- 航空機による特定一種病原体等(BSL-4病原体)などの運搬については、国際民間航空機関(ICAO)により発行された「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針」や、国内法令である航空法等※により規制されている。

※ 航空法では、人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのあるものは、航空機で輸送してはいけないとされているが、例外として、国土交通省告示等で定められた安全性に関する基準を満たす等の対応をとれば、病原体等も運搬することができるとしている。

- 具体的には、以下の手続きを行えば、BSL-4病原体の航空機による運搬も可能である。

- ・ 落下試験、加圧試験などにより安全性に関する性能基準を満たすことを確認された国連規格の容器により包装し、病原体等を運搬していることを示す表示等を行うこと(下図参照)

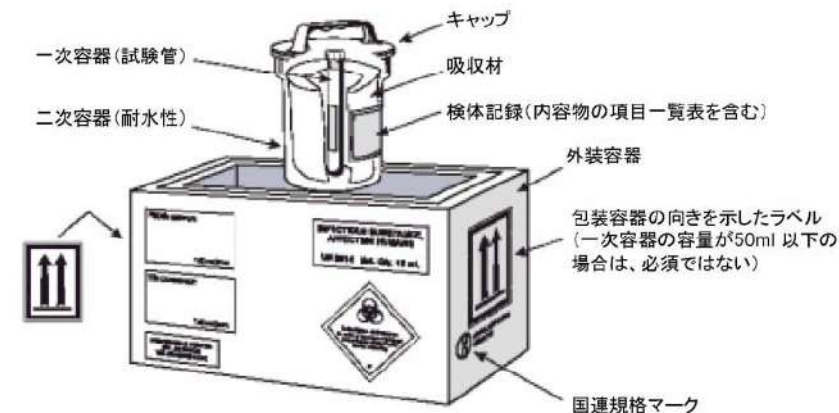
※ これは陸上輸送でも同様であるが、例えば旅客機の場合は感染性物質が50ml又は50g以下に制限されているなどの違いがある。

- ・ 航空会社所定の危険品申告書の作成、航空会社に対する搭載予定便等の事前通知など、輸送実務に係る手続き

- ・ 外国から輸入する場合は、感染症法に基づき、BSL-4病原体について厚生労働大臣による指定を受けること 等

- 実際の運搬は、輸送事業者と行うこととなる。BSL-4病原体の航空機による運搬は、これまで国内での実績がほとんどないこと※から、輸送事業者、規制当局等との事前調整が必要である。

※ 1987年に国内で発生したラッサ熱患者の確定診断のためにサンプルが米国に空輸されたことがある(山内「エボラ出血熱とエマージングウイルス」)。



※ IATA(カナダ、モントリオール)より引用